

令和 年 月 日

〇〇病院長 殿

〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会

〇〇がん部会 部会長 〇〇 〇〇

〇〇がん検診受診者の精密検査結果の報告について

－ 精密検査結果の依頼・再依頼について －

拝啓 日頃は〇〇がん検診の精密検査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「がん対策基本法第十四条」では、「国及び地方公共団体は」「がん検診の事業評価の実施」など「がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずる」とされております。これに基づき、各都道府県でも生活習慣病検診等管理指導協議会が中心となって、がん検診の質の評価および向上に取り組んでいるのは御承知の通りです。がん検診の精度向上のためには、「精度管理」は決定的に重要です。がん検診の精度管理において非常に重要なこととして「精密検査結果の把握」が挙げられますが、近年、個人情報保護法に対する誤解によって、精密検査機関から精密検査結果の報告がなされない場合がまれにあり、きわめて憂慮されています。

個人情報保護法では、がん検診などを含む公衆衛生上の施策の妨げにならないような配慮が条文に盛り込まれており、「第 23 条（例外事項）の三項」の中に「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」という項目が挙げられています。そして、その内容として「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会、厚生労働省、平成 29 年）」において、「がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供」が明確に挙げられています。したがって、地方公共団体や検診機関に対して個人の同意なしに精密検査結果を報告することは、個人情報保護法で認められており、むしろ公衆衛生施策上、必要欠くべからざることであります。

このような法律に対する誤解によるためか、〇〇がん検診の精密検査結果が貴院よりご報告いただけない場合があると聞いております。この状況をご賢察いただき、今後とも精密検査結果のご報告に関しまして、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。なお、この点に関しましては他のがん検診もまったく同様であることを申し添えます。

敬具

問合せ先

事務局：〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会 〇〇がん部会（〇〇県庁〇〇課 気付）

メール：〇〇@〇〇〇〇.〇〇（推奨）

電話：〇〇〇－〇〇〇〇